

[事案 27-274] 就業不能年金支払請求

・平成 28 年 7 月 29 日 裁定打ち切り

<事案の概要>

約款に規定する支払事由に該当しないとして就業不能年金が不支払いとされたことを不服として、その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 3 月に交通事故で右腕を受傷し、約 1 週間入院した後、同年 7 月まで在宅療養したため、121 日以上にわたり就業不能状態であった。そのため、平成 24 年 1 月に契約した介護保険の就業不能保障特約について、以下の理由により、就業不能年金を支払ってほしい。

- (1) 約款上の就業不能年金の支払要件は、「約款に定める就業不能状態に該当し、該当した日から起算して 121 日以上継続したと医師の診断書によって証明されたとき」である。また、就業不能状態は「入院または医師の指示による在宅療養をしていて、いかなる職業においても全く就業ができないと医学的見地から判断される状態」とされ、医師の診断書により証明されている。
- (2) 調査会社の調査員が、医師に診断書の訂正を働きかけた結果、同医師は診断書を訂正したが、これは調査員の権限外の行為であり、自分は同意もしていない。
- (3) 契約に際し、募集人から、「121 日以上仕事を休み、医師の証明があれば就業不能年金が受け取れる、但し、足の骨折でデスクワークをできると受け取れない」と説明を受けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、約款において定める就業不能状態に該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の状態は、約款に定める就業不能状態にはあたらず、支払事由にあたらぬ。
- (2) 募集人は、パンフレットを用い、就業不能状態について適切に説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時、申立人の入院時や調査会社の確認時の状況等を把握するため、申立人と募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、主な争点は、申立人の状態が約款に定める「就業不能状態」に該当するかどうかであるが、この点を厳密に事実認定するには、担当医師や申立人の周囲の人物の証人尋問等が必要となるが、裁判外紛争解決機関である当審査会においては、第三者の証人尋問等を行うことができないため、「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき裁定手続を打ち切ることとした。